

指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市指定給水装置工事事業者規程（平成10年豊中市企業管理規程第9号。以下「規程」という。）第19条第3項の規定に基づき、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定期的に関催する研修について必要な事項を定めることを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修の対象は、管理者が規程第4条第1項の指定を行った指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の代表者、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）等、関係者への周知及び教育を実施できる者とする。

(研修時期)

第3条 研修会は、おおむね3年に1回開催するものとする。

(研修通知)

第4条 管理者は、研修通知を指定工事業者に対して、通知を行うものとする。

(申込手続)

第5条 研修を受講する指定工事業者は、次に掲げる事項を記載した申込書を管理者に提出しなければならない。

(1) 指定番号、指定工事業者名、代表者氏名及び住所

(2) 研修を受講する者の氏名

(3) 在籍の主任技術者名等

(4) その他必要事項

(研修費用)

第6条 管理者は、研修に係る費用を研修受講料として指定工事業者から徴収することができる。

(研修修了証の交付)

第7条 管理者は、研修を受講した指定工事業者に対して、修了証書を交付する。

(研修不参加者の取扱い)

第8条 管理者は、研修を受講しなかった指定工事業者に対し、書面によりその理由の提出を求めることができる。

(研修の実施主体)

第9条 研修は、管理者が実施する。ただし、複数の水道事業者が日本水道協会大阪府支部等を主体として広域的に研修を開催することをさまたげるものではない。

(研修テキスト)

第10条 研修のテキストは、社団法人日本水道協会の刊行する共通テキスト及び管理者が必要と認めたテキスト等とする。

附 則

この要綱は、平成21年3月17日から実施する。